

耐震診断等判定手数料

平成28年8月1日

(税別：円)

延床面積(A)	耐震診断判定	補強計画判定	総合判定(耐震診断・補強計画)
500㎡以内	167,000	223,000	297,000
500㎡超～1,000㎡以内	191,000	254,000	340,000
1,000㎡超～2,000㎡以内	223,000	297,000	396,000
2,000㎡超～3,000㎡以内	268,000	356,000	475,000
3,000㎡超～4,000㎡以内	335,000	446,000	592,000
4,000㎡超～5,000㎡以内	546,000	732,000	976,000
5,000㎡超～7,500㎡以内	776,000	1,043,000	1,385,000
7,500㎡超～10,000㎡以内	970,000	1,293,000	1,732,000
10,000㎡超～30,000㎡以内	1,455,000	1,939,000	2,598,000
特殊工法等によるもの ^{注1)}	別途算定		
複合構造・不整形建物等 ^{注1)}			

注1)：耐震診断及び補強計画の判定対象となる範囲は申込・実施要領確認のこと。

- 判定単位：対象建築物の判定部分をいう。
- 延床面積(A)：判定対象建築物の各階の構造床面積の合計をいう。
- 耐震診断・改修計画判定：耐震診断判定と耐震改修計画判定を同時に行うものをいう。
- 一般：単数の判定単位を有する耐震診断等をいう。
- その他：複合：複数の判定単位を有する耐震診断をいう。
 ※耐震診断確認は、棟単位で、かつ、構造単位(計算単位)となる。同一敷地内に複数棟があれば複数の耐震診断確認がなされ、また同一建築においてもエキスパンション・ジョイントによっていくつかの構造単位に分割されている場合も複数の耐震診断確認となる。
 特殊工法、材料等：特殊な工法、材料、技術等が採用され判定作業量の増大が見込まれるものをいう。
 複合構造等：構造形式が複合構造で判定作業量の増大が見込まれるものをいう。
- 再審査：判定会に合格せず、再度判定会の開催が必要となった場合の手数料は、当初の1/2とする。又、再審査が重なった場合においても同額とする。
- 簡易な修正等：簡易な修正や書類の差し替えで判定員等の確認を要する場合は当初手数料の20%とする。
- 判定書交付後の変更申請：交付後に耐震改修計算の変更を行う場合は変更申請を行うこと。変更申請に提出する書類は、耐震改修計画判定提出書類に準ずる。

